

## 5. 計画の推進と進行管理

### 5.1 推進体制

本計画は、町民、事業者、町行政、その他関係する組織・団体など、さまざまな主体の各自の取組と、相互の連携や協働によって推進していきます。

そして、それぞれの取組を確実に推進するためには、達成・進捗状況を点検・評価し、さらなる段階へステップアップさせていくための推進体制を整える必要があります。

本計画の推進体制としては、まず総合的な見地から計画の達成・進捗状況を点検・評価する「環境審議会」の設置が挙げられます。「環境審議会」では、町民、事業者、町行政を含めた横断的な組織である「環境基本計画推進会議」にてとりまとめる年次報告の点検・評価を行います。年次報告とは、町内の環境保全に関する取り組みの総合的な点検・評価および調整の結果をまとめたものです。また、町行政内部には、各課の調整期間として「環境基本計画調整部会」を設置します。

#### ①環境審議会による点検・評価

「環境基本計画推進会議」の調整・検討結果である年次報告は、「環境審議会」において点検・評価を行い、計画の見直しについての調査・審議を行います。

名称	環境審議会
構成	町議会議員、学識経験者、公募委員、関係機関代表者など
趣旨	町全体としての取組をまとめた年次報告に対し、専門的見地から目標の達成状況、取組の進捗状況の点検・評価を行います。 また、計画の見直しについて調査・審議し、町長に対して助言・提言を行います。
主な役割	① 計画の年次報告に対する意見の確認 ② 計画の目標達成状況と取組の進捗状況の点検・評価 ③ 計画の見直しについての調査・審議

## ②町民・事業者・町行政を含めた推進体制

町民・事業者・町行政を含めた町全体での進捗状況の確認と評価をおこなうため、「環境基本計画推進会議」を設置します。この会議の結果は広く公表し、町民等に対して計画の進行状況を広く周知するとともに、一層の協力を呼びかけます。

名称	環境基本計画推進会議
構成	町民(地区代表)、産業系代表(商工・農林)、学識経験者、町行政
趣旨	町民・事業者および町行政も含めた、町全体の取組を推進するとともに、計画の点検・評価を行います。 また、重点施策の推進と点検・評価も行います。
主な役割	① 町民・事業者・町行政の取組の調整・推進 ② 町民・事業者への普及啓発や他の取組の支援 ③ 計画の達成・進捗状況の点検・評価 ④ 年次報告の作成

## ③町行政内部における推進体制

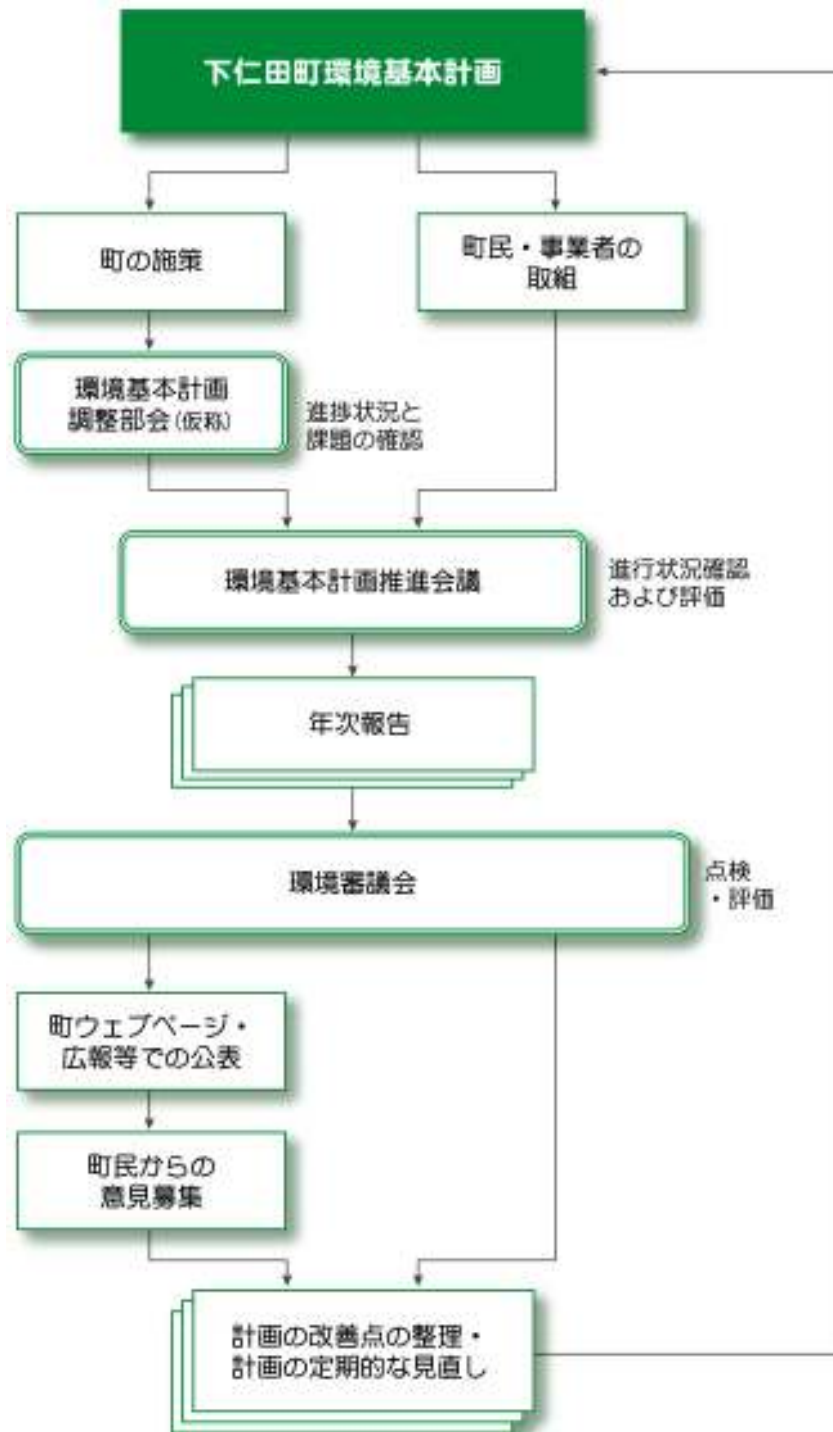
環境に関する施策は、非常に幅広い分野にわたっています。そのため、町担当課を明確化した上で、関連する施策の連携を強化するため、「環境基本計画調整部会」を設置し、年数回、進捗状況の確認と課題の検討を行います。

名称	環境基本計画調整部会
構成	関係各課(担当者レベル)
趣旨	町行政の横断的組織として、環境に関する施策・事業を推進するとともに、本計画の進行管理を通じて本町全体の環境マネジメントを行います。
主な役割	① 各課で取り組む環境に関する施策・事業の総合的な調整・推進 ② 施策・事業の進捗状況の点検・評価と、「環境基本計画推進会議」への報告 ③ 町民・事業者との連携、協働事業の実施 ④ 一事業者としての率先行動の推進と点検・評価

## 5.2 進行管理

「環境基本計画推進会議」において作成した年次報告は、広く町民・事業者に公表し、意見を募集します。また、「環境審議会」にて行った点検・評価結果は、助言・提言として次年度以降の施策や取組へと反映していきます。

これらの進行管理の手順を、以下に示します。



進行管理フロー